

「取引説明書 店頭外国為替証拠金取引 ～EZ MT4～」改定の概要

令和元年 6 月 18 日付「取引説明書 店頭外国為替証拠金取引 ～EZ MT4～」の改定の要旨は下記のとおりです。なお、詳細な変更箇所につきましては、新旧対照表にてご確認ください。

【主な変更箇所】

- ・「Chapter 2-9. 取引口座の維持等」、「Chapter 2-11. 契約の終了事由」、にて、未稼働口座の取扱いについて追記しました。

※各変更箇所の詳細につきましては、次頁以降の新旧対照表をご参照ください。

「取引説明書 店頭外国為替証拠金取引 ～EZ MT4～」の改定に係る新旧対照表

令和元年6月18日改定

改定後（新）	改定前（旧）
<p>Chapter 2-9. 取引口座の維持等</p> <p>本取引の取引口座には、口座開設費・維持費・管理費等の費用はかかりません。取引口座は原則としてお客様の意思で維持することが可能ですが、Chapter2-11 に定める取引の終了事由に該当する場合、又はお客様本人による取引が行えないと合理的に判断される場合は、本取引の提供を停止するとともに取引口座を閉鎖することがあります。また、お客様の取引口座において、相当期間お取引が確認出来ない場合には、本取引の提供を停止した上で、取引口座を閉鎖することがあります。お客様からの取引口座の閉鎖のお申出につきましては、ポジションを全て決済し、証拠金を全額出金されたうえ、電子メールにより当社までご依頼ください。なお、口座閉鎖後に再度取引を開始する場合は、改めて口座の開設が必要となります。</p> <p>Chapter 2-11. 契約の終了事由</p> <p>別に交付する「店頭デリバティブ取引約款」第24条に定める事由に該当する場合、お客様が未決済のポジションを保有している場合であっても本取引口座は閉鎖され、契約は終了します。当該事由により取引が終了する場合であってもお客様が未決済のポジションを保有している場合、当社の任意で当該ポジションを決済する場合がありますのでご注意ください。契約の終了事由の主なものは、次のとおりです。</p>	<p>Chapter 2-9. 取引口座の維持等</p> <p>本取引の取引口座には、口座開設費・維持費・管理費等の費用はかかりません。取引口座は原則としてお客様の意思で維持することが可能ですが、Chapter2-11 に定める取引の終了事由に該当する場合、又はお客様本人による取引が行えないと合理的に判断される場合は、本取引の提供を停止するとともに取引口座を閉鎖することがあります。(追記)お客様からの取引口座の閉鎖のお申出につきましては、ポジションを全て決済し、証拠金を全額出金されたうえ、電子メールにより当社までご依頼ください。なお、口座閉鎖後に再度取引を開始する場合は、改めて口座の開設が必要となります。</p> <p>Chapter 2-11. 契約の終了事由</p> <p>別に交付する「店頭デリバティブ取引約款」第24条に定める事由に該当する場合、お客様が未決済のポジションを保有している場合であっても本取引口座は閉鎖され、契約は終了します。当該事由により取引が終了する場合であってもお客様が未決済のポジションを保有している場合、当社の任意で当該ポジションを決済する場合がありますのでご注意ください。契約の終了事由の主なものは、次のとおりです。</p>

- ① 支払い不能の状態であることが合理的に認められる場合
- ② お客様の責めに帰すべき事由により、当社からお客様への連絡が不能となった場合
- ③ 死亡した場合、又は心身機能の低下その他の事由により、本取引の継続が困難若しくは不能となった場合
- ④ お客様が取引口座の閉鎖を申し出られた場合
- ⑤ お客様の取引口座において、相当期間お取引が確認出来ない場合

制定 平成 28 年 9 月 12 日

平成 29 年 1 月 23 日 一部改定

平成 29 年 2 月 27 日 一部改定

平成 29 年 6 月 12 日 一部改定

平成 29 年 9 月 29 日 一部改定

平成 29 年 10 月 16 日 一部改定

平成 30 年 2 月 2 日 一部改定

平成 30 年 5 月 31 日 一部改定

平成 30 年 12 月 25 日 一部改定

平成 31 年 3 月 29 日 一部改定

令和 元年 6 月 18 日 一部改定

- ① 支払い不能の状態であることが合理的に認められる場合
- ② お客様の責めに帰すべき事由により、当社からお客様への連絡が不能となった場合
- ③ 死亡した場合、又は心身機能の低下その他の事由により、本取引の継続が困難若しくは不能となった場合
- ④ お客様が取引口座の閉鎖を申し出られた場合
(新設)

制定 平成 28 年 9 月 12 日

平成 29 年 1 月 23 日 一部改定

平成 29 年 2 月 27 日 一部改定

平成 29 年 6 月 12 日 一部改定

平成 29 年 9 月 29 日 一部改定

平成 29 年 10 月 16 日 一部改定

平成 30 年 2 月 2 日 一部改定

平成 30 年 5 月 31 日 一部改定

平成 30 年 12 月 25 日 一部改定

平成 31 年 3 月 29 日 一部改定

(追加)